

令和4年(ワ)第30955号 国家賠償請求事件
原告 相嶋 [REDACTED] 外2名
被告 国

訴えの変更等申立書

令和5年5月31日

東京地方裁判所民事第30部合議2A係 御中

原告ら訴訟代理人

弁護士 高田



弁護士 鄭一志



弁護士 河村尚



弁護士 我妻崇明



弁護士 山城在生



弁護士 三木隼輝



原告らは、以下のとおり、訴状記載の請求の趣旨及び請求の原因を変更する。

第1 請求の趣旨の変更

1 訴状の記載

記

- 1 被告は、原告相嶋 [] に対し、金500万円及びこれに対し訴状送達日の翌日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え
- 2 被告は、原告相嶋 [] 及び原告相嶋 [] に対し、それぞれ金250万円及びこれに対し訴状送達日の翌日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え
- 3 訴訟費用は被告の負担とする
との判決並びに仮執行宣言を求める。

以上

2 変更後の請求の趣旨（変更箇所は下線）

記

- 1 被告は、原告相嶋 [] に対し、金7700万円の一部である金500万円及びこれに対し訴状送達日の翌日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え
- 2 被告は、原告相嶋 [] 及び原告相嶋 [] に対し、それぞれ金4950万円の一部である金250万円及びこれに対し訴状送達日の翌日から支払い済みまで年3パーセントの割合による金員を支払え
- 3 訴訟費用は被告の負担とする
との判決並びに仮執行宣言を求める。

以上

第2 請求の原因の変更

1 「第3 事実経過」、「2 貧血症状、消化管出血、潰瘍及び悪性腫瘍の発覚」に対する変更

(1) 訴状の記載

記

2 貧血症状、消化管出血、潰瘍及び悪性腫瘍の発覚

亡相嶋は、令和2年9月25日、東京拘置所内で貧血の症状を発症し、複数回にわたり輸血処置を受けるとともに、その際、東京拘置所内の医師より、黒色便が見られることから消化管出血が疑われると診断された。

令和2年10月1日、東京拘置所の医師により内視鏡検査が実施された結

果、幽門部付近に大きな潰瘍が発見された。そして、同検査の際に採取された組織の病理検査の結果、当該潰瘍が悪性腫瘍であると診断され、同月 7 日に亡相嶋に対してその旨が告知された。

亡相嶋は当時 70 歳を超える高齢であり、複数の既往症があることや、半年以上にわたる長期の勾留による身体拘束が心身に多大な負担を与えていたことに加え、上記のように、順次、①輸血が必要なほどの貧血及び消化管出血が疑われる症状が生じ、②胃に潰瘍が発見され、③当該潰瘍が悪性腫瘍であることが判明したものであり、上記①～③の各場面において、緊急の入院・治療の必要性があることは明らかであった。

そのため、この間、亡相嶋から東京拘置所職員や同拘置所内病院に所属していた医師らに対し、また弁護人から同拘置所所長や同拘置所職員に対し、再三にわたり、至急外部の病院にて亡相嶋の治療を開始すべき旨を申し入れ、また診察結果及び今後の治療転医予定を質問したが、必要な転医、説明なし治療は行われなかった。

(2) 変更後の記載（変更箇所は下線）

記

2 貧血症状、消化管出血、潰瘍及び悪性腫瘍の発覚

令和 2 年 7 月 10 日、東京拘置所病院において、亡相嶋に対して血液検査が行われ、その結果、亡相嶋はこの時点で明らかに貧血と診断される状態であったにもかかわらず、東京拘置所病院の医師は必要な診察及び検査等を実施しなかった。また、亡相嶋は、令和 2 年 8 月 28 日に胃痛（正確には心窓部痛と考えられる。）を訴え、FK 配合散が処方されたところ、1 週間後の 9 月 4 日に胃痛の改善が得られていなかたにもかかわらず、東京拘置所病院の医師は、必要な診察及び検査等を行わなかった。

必要な診察及び検査等が行われていれば早期に胃癌を発見することができ、また、胃癌の存在を把握した場合、速やかに外部病院へ転医すべきであったが、いずれも行われなかつたものである。

さらに、亡相嶋は、令和 2 年 9 月 25 日、東京拘置所内で貧血の症状を発症し、複数回にわたり輸血処置を受けるとともに、その際、東京拘置所内の医師より、黒色便が見られることから消化管出血が疑われると診断された。

令和 2 年 10 月 1 日、東京拘置所の医師により内視鏡検査が実施された結果、幽門部付近に大きな潰瘍が発見された。そして、同検査の際に採取された組織の病理検査の結果、当該潰瘍が悪性腫瘍であると診断され、同月 7 日に亡相嶋に対してその旨が告知された。

亡相嶋は当時 70 歳を超える高齢であり、複数の既往症があることや、半

年以上にわたる長期の勾留による身体拘束が心身に多大な負担を与えることに加え、上記のように、順次、①輸血が必要なほどの中止及び消化管出血が疑われる症状が生じ、②胃に潰瘍が発見され、③当該潰瘍が悪性腫瘍であることが判明したものであり、上記①～③の各場面において、緊急の入院・治療の必要性があることは明らかであった。

そのため、この間、亡相嶋から東京拘置所職員や同拘置所内病院に所属していた医師らに対し、また弁護人から同拘置所所長や同拘置所職員に対し、再三にわたり、至急外部の病院にて亡相嶋の治療を開始すべき旨を申し入れ、また診察結果及び今後の治療転医予定を質問したが、必要な転医、説明なし治療は行われなかった。

以上

2 「第4 責任原因」、「3 拘置所長らが上記義務に違反したこと」に対する変更

(1) 訴状の記載（変更箇所は下線）

記

3 拘置所長らが上記義務に違反したこと

(1) 上記のとおり、令和2年9月25日、亡相嶋は、東京拘置所内で貧血の症状を発症し、複数回にわたり輸血処置を受けるとともに、黒色便が見られることから消化管出血が疑われると東京拘置所内の医師により診断され、次いで、同年10月1日、東京拘置所の医師により内視鏡検査が実施された結果、幽門部付近に大きな潰瘍が発見され、病理検査の結果、当該潰瘍が悪性腫瘍であると診断されて、同月7日に亡相嶋に対してその旨が告知された。

(2) 亡相嶋は当時70歳を超える高齢であり、複数の既往症があることや、半年以上にわたる長期の勾留による身体拘束が心身に多大な負担を与えることに加え、輸血が必要なほどの中止及び消化管出血が疑われる症状が見受けられたことからすると、①令和2年9月25日の時点で、適切な検査及び治療（止血処置や中心静脈栄養等）を実施できる医療機関に転医させ、緊急に入院・治療する必要性があることは明らかであった。

百歩譲って同時点において転医させる必要性が認められないとしても、②内視鏡検査により幽門部に潰瘍が発見された同年10月1日時点、または、どれだけ遅くとも、③当該潰瘍が悪性腫瘍であると診断された10月7日時点において、緊急に転医させる必要性が認められる。

拘置所長らは、上記のとおり転医の必要性が認められた時点において、適切な検査及び治療を実施できる医療機関に転医させる転医義務を負っていたにもかかわらず、これを怠り、同義務に違反したものである。

- (3) また、拘置所長らは、令和2年9月25日以降、亡相嶋に対し、消化管出血及び胃の悪性腫瘍に対して実施すべき転医の有無や病気の確定等の精密検査・診断及びこれらに基づく治療行為を実施すべき治療義務を負っていたにもかかわらず、同年11月5日までの間、輸血及び内視鏡検査を実施したのみであって、適切な治療行為を怠り、同義務に違反したものである。
- (4) さらに、拘置所長らは、勾留中であって自由に医療機関の選定や通院・入院をすることができない亡相嶋に対し、同人の病状の詳細、予定されている治療内容、並びに転医先及び転医時期等を説明すべき説明義務を負っていたにもかかわらず、亡相嶋に簡単な診断内容を伝えたのみであって、適切な説明義務を怠り、同義務に違反したものである。
- (5) 以上のとおり、拘置所長らは、亡相嶋に対する転医義務、治療義務及び説明義務のいずれにも違反したものである。

以上

(2) 変更後の記載（変更箇所は下線）

記

3 拘置所長らが上記義務に違反したこと

- (1) 上記のとおり、令和2年9月25日、亡相嶋は、東京拘置所内で貧血の症状を発症し、複数回にわたり輸血処置を受けるとともに、黒色便が見られることから消化管出血が疑われると東京拘置所内の医師により診断され、次いで、同年10月1日、東京拘置所の医師により内視鏡検査が実施された結果、幽門部付近に大きな潰瘍が発見され、病理検査の結果、当該潰瘍が悪性腫瘍であると診断されて、同月7日に亡相嶋に対してその旨が告知された。
- (2) 東京拘置所病院の医師は、令和2年7月10日の血液検査の結果、亡相嶋が令和2年8月28日に胃痛を訴え、1週間後の9月4日に胃痛の改善が得られていなかつたこと等より、必要な診察及び検査を実施して胃癌を発見した上で、適切な治療を施す治療義務を負っていた。また、拘置所長らは、令和2年9月25日以降、亡相嶋に対し、消化管出血及び胃の悪性腫瘍に対して実施すべき転医の有無や病気の確定等の精密検査・診断及びこれらに基づく治療行為を実施すべき治療義務を負っていた。
- そうであるにもかかわらず、拘置所長らは、必要な診察及び検査等を実施せず、令和2年10月7日まで胃癌を発見できず、かつ、令和2年11月5日までの間、輸血及び内視鏡検査を実施したのみであって、適切な治療行為を怠り、同義務に違反したものである。
- (3) 拘置所長らは、上記のとおり令和2年7月10日の血液検査の結果または同年9月4日の胃痛の継続を受け、必要な診察及び検査を実施して胃癌を発

見すべきであり、胃癌を発見次第、亡相嶋を外部病院へ転医させるべきであった。

また、亡相嶋は当時 70 歳を超える高齢であり、複数の既往症があることや、半年以上にわたる長期の勾留による身体拘束が心身に多大な負担を与えることに加え、輸血が必要なほどの貧血及び消化管出血が疑われる症状が見受けられたことからすると、①令和 2 年 9 月 25 日の時点で、適切な検査及び治療（止血処置や中心静脈栄養等）を実施できる医療機関に転医させ、緊急に入院・治療する必要性があることは明らかであった。百歩譲って同時点において転医させる必要性が認められないとしても、②内視鏡検査により幽門部に潰瘍が発見された同年 10 月 1 日時点、または、どれだけ遅くとも、③当該潰瘍が悪性腫瘍であると診断された 10 月 7 日時点において、緊急に転医させる必要性が認められる。

拘置所長らは、上記のとおり胃癌を発見すべきであった時点ないし転医の必要性が認められた時点において、適切な検査及び治療を実施できる医療機関に転医させる転医義務を負っていたにもかかわらず、これを怠り、同義務に違反したものである。

- (4) さらに、拘置所長らは、勾留中であって自由に医療機関の選定や通院・入院をすることのできない亡相嶋に対し、同人の病状の詳細、予定されている治療内容、並びに転医先及び転医時期等を説明すべき説明義務を負っていたにもかかわらず、亡相嶋に簡単な診断内容を伝えたのみであって、適切な説明義務を怠り、同義務に違反したものである。
- (5) 以上のとおり、拘置所長らは、亡相嶋に対する転医義務、治療義務及び説明義務のいずれにも違反したものである。

以上

3 「第 4 責任原因」、「4 亡相嶋及び原告らの権利ないし法的利益が侵害されたこと」に対する変更

(1) 訴状の記載

記

4 亡相嶋及び原告らの権利ないし法的利益が侵害されたこと

自らの健康を保持し、生命を維持するために必要かつ適切な医療を受ける機会を与えられるべきことは、万人に認められる最も重要な基本的人権の 1 つであって、何人も、適切な医療行為を受け、または親族にこれを受けさせる権利ないし法的利益を有する。

このことは、勾留中の者においても同様であり、勾留中、疾病によりその生命・身体が危険な状態になった場合、それに対応した適切な医療行為を受

ける権利ないし法的利益は、最大限尊重されなければならない。

亡相嶋は、胃癌という重篤かつ緊急の治療を要する疾病を発症しながら、必要な転医、治療及び説明のいずれも受けられなかつたのであり、同人及び原告らは、万人に保障されるべき、適切な医療行為を受け、または親族にこれを受けさせる権利ないし法的利益を侵害されたものである。

以上

(2) 変更後の記載（変更箇所は下線）

記

4 亡相嶋及び原告らの権利ないし法的利益が侵害されたこと

自らの健康を保持し、生命を維持するために必要かつ適切な医療を受ける機会を与えられるべきことは、万人に認められる最も重要な基本的人権の1つであつて、何人も、適切な医療行為を受け、または親族にこれを受けさせる権利ないし法的利益を有する。

このことは、勾留中の者においても同様であり、勾留中、疾病によりその生命・身体が危険な状態になった場合、それに対応した適切な医療行為を受ける権利ないし法的利益、ひいてはその生命・身体は、最大限尊重されなければならない。

亡相嶋は、胃癌という重篤かつ緊急の治療を要する疾病を発症しながら、必要な転医、治療及び説明のいずれも受けられなかつたのであり、同人及び原告らは、万人に保障されるべき、適切な医療行為を受け、または親族にこれを受けさせる権利ないし法的利益、ひいては亡相嶋の生命・身体を侵害されたものである。

以上